

2025年度
第21回みやこ祭

第2回 大学祭総会

日時：7月17日（木）19:00～
場所：オンライン（Zoom）

項目

1. 2024年度大学祭実行委員会決算報告書	1
2. 2025年度大学祭実行委員会予算案	3
3. イベント保険への加入について	5
4. 安全局より	6
5. 事務局より	21
6. 企画局より	22
7. その他	23

1. 2024年度大学祭実行委員会決算報告書

1. 収入

分類	金額（円）
前年度繰越金	1,183,697
自治会予算申請費	
安全対策費	920,858
企画援助費・学生寄付金	17,674
その他寄付金	0
同窓会寄付金	500,000
教職員寄付金	257,918
課外活動費	705,590
協賛金	1,474,655
その他	0
団体徴収金	1,376,750
金利	72
合計	6,437,214

2. 支出

		2024 年度決算
分類	主な用途	金額（円）
①安全・防災費	一酸化炭素チェッカー,ガス漏れ検知器等	972,191
②清掃費	ごみ集積場フェンス等	228,863
③企画費	本部企画実施費用	1,177,256
④ステージ費	ミュージックフェスティバルステージ,イベントステージ設置費,ステージ音響機材レンタル費	2,444,156
⑤木材費	ゲート・看板製作費	529,857
⑥広告費	パンフレット・ポスター・ビラ印刷費	573,901
⑦電子部品費	ケーブル修繕	28,982
⑧消耗品費	養生テープ,カラーテープ,ペンキ,コピー用紙等	280,524
⑨雑費	施設利用費,振込手数料	142,853
次年度繰越金		58,631
合計		6,437,214

- ・次年度繰越金の大幅な減少は、昨年度当初に策定した予算案においてステージ費用を実際にかかる金額より少なく見積もっていたため、収入計画と齟齬が生じ繰越金の使用に至りました。

2. 2025年度大学祭実行委員会予算案

1. 収入

【収入】	2025年度予算
分類	金額（円）
①前年度繰越金	58,631
②自治会予算申請費	2,000,000
③企画援助費・学生寄付金	0
④その他寄付金	0
⑤同窓会寄付金	500,000
⑥教職員寄付金	250,000
⑦公費物品申請	820,000
⑧協賛金	1,600,000
⑨団体徴収金(模擬店)	3,061,640
⑩団体徴収金(ミュージック フェスティバル)	780,000
⑪団体徴収金(保険)	200,000
収入合計	9,270,271

- ・自治会費、公費物品申請に関し、快くご協力くださった団体の皆様に心より感謝申し上げます。
- ・③企画援助費・学生寄付金は昨年度の実施方法に問題があったため、実施未定としています。
- ・⑧協賛金は、今年度の実行委員会所属人員が増加したため増収を見込んでいます。
- ・⑨～⑪の各種団体徴収金は、昨年度以前一つの費目として処理されていたものを細分化したものです。また、⑨団体徴収金(模擬店)については、昨年度以前、徴収を行っていた事務局内のみで処理を行っていた分の金額を本部会計（本予算計画）に組み込んだため、額面上増収していますが、各模擬店から徴収する金額は昨年度と同程度を想定しています。

2. 支出

【支出】		2025 年度予算
分類	主な使用用途	金額（円）
①企画費	機材レンタル費、 ステージ設営費等	5,636,102
②広告費	パンフレット・ビラ印刷費、 外部広報費等	347,990
③木材費	ゲート制作費、 看板制作費等	556,396
④通信費	郵送費等	99,600
⑤消耗品費	インク購入費、 テープ購入費等	606,678
⑥電子部品費	スピーカー、音響設備等	686,681
⑦防災費	断熱板、リストバンド等	474,803
⑧その他雑費	フェンスレンタル費、清掃業者等	381,112
⑨予備費	各局 5 万円ずつ割り当て、 プロパンガス用予備費	343,750
支出合計		9,133,112
収支差額		+137,159

- ・最大の支出費目である①企画費には、団体徴収金を元手に購入する物品が組み込まれています。
- ・⑨予備費は、トラブル無く大学祭が終了した際には全額次年度繰越金に組み込まれます。現時点で 80 %以上が残存しています。

3. イベント保険への加入について

<実施のお知らせ>

昨年度から食中毒の発生、火災による周囲への延焼等の重大インシデントに備え、実行委員会を含む全団体にイベント保険への加入を実施しています。今年度も安全安心な大学祭を実現するため引き続き行っていく方針です。

昨年度と同程度の補償内容である保険商品への加入を考えており、現在選定作業中です。保険金の負担額は、昨年度同様の団体：大学祭実行委員会=2：1の配分でお願いする予定です。加入商品が決まり次第、納入方法と合わせてご報告いたします。

4. 安全局より

安全管理計画

I. 概要

第21回みやこ祭の開催にあたり、安全第一の原則のもと大学祭を運営するため、安全管理計画を作成し、それに基づいた企画運営・活動を行います。

II. 参加団体禁止事項リスト

大学祭期間中における重大事故の発生リスクを低減することを目的として、今年度より「参加団体禁止事項リスト」を作成・施行します。

本リストは、過去の事例および想定されるリスクに基づき、危険因子を明文化したものであり、実行委員会および参加団体全体で情報を共有することにより、組織的なリスク管理体制の強化および実行委員会内における安全基準の明確化を図ることを目的としています。また、本リストは大学祭における安全性の確保、事故・トラブルの未然防止、ならびに参加団体の安全意識の向上を目的としており、全参加団体に配布のうえ、事前に内容を周知します。

違反行為が確認された場合は、その内容に応じて点数を付与し、3日間を通して累積10点に達した団体に対しては出店停止の措置を講じることで、ルールの実効性を担保します。なお、違反点数や出店停止措置の基準については、安全上の必要性に応じて見直しを行う場合があります。

III. 安全防災担当

(1) 火気

大学祭での模擬店運営においては、プロパンガスボンベや発電機をはじめとした火気を使用するため、火事や一酸化炭素中毒などの事故が発生する恐れがあります。そこで、これらの事故防止のため、以下の対策を講じます。

1 火気チェック

i. 目的

火災や一酸化炭素中毒等の事故防止のため、火気使用の準備や事故防止策が正しく行われているか確認することです。

ii. 實施内容

10時と15時の1日2回、実行委員が2名1組（うち安全局員1名以上）と教員1名の付き添いで模擬店を巡回し、チェックシートに従って火気使用の準備および使用が正しく行われているか確認します。

火気チェック開始時刻に準備ができていない場合、リストに基づいて違反点数を付与します。また、チェックシートに則って準備が行われていなかった場合、不備がある部分を巡回者が指摘し、準備でき次第当該模擬店の担当者から再度声をかけてもらい確認します。

2 消防講習の実施

i. 目的

模擬店運営者が火災事故が起きた際の緊急対応を習得し、安全な模擬店を運営し、万が一の緊急時に対応できるよう備えます。

ii. 実施内容（9月下旬から10月上旬を予定）

消防署の方を招き、事故対応についての講習を受けます。模擬店参加団体のうち、火気を使用する団体は「火気取扱責任者」の出席を必須とします、火気を使用しない団体については、代表者または副代表者のいずれか1名の出席を必須とします。

IV. 環境衛生担当

(1) 食品

1 概要

模擬店の運営にあたって、食中毒を発生させないため以下の対策を講じ、参加団体に徹底していただきます。

2 取扱い食品の制限および局内での精査

八王子市保健所が発行している、臨時営業等の取扱い要綱および学園祭食品衛生マニュアルに則り、取扱い禁止食品を別表1に、取扱可能食品を別表2に示します。

模擬店参加団体にはその表を基に食品を申請してもらい、安全局・事務局内で精査をした後八王子市保健所に提出します。

別表1

(取扱い禁止食品)

なまもの（生魚・生野菜）、カレー等特別な施設要件の下で水を多量に用いて煮込む工程が必要なもの、アイスクリーム、麺類、カスタードクリーム、団子

(提供に制限のある食品)

牛乳・乳飲料	<input type="radio"/> 粉物のタネに使用する場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> 飲料、または飲料に混ぜての提供
生クリーム	<input type="radio"/> 植物性のもの <input checked="" type="checkbox"/> 動物性のもの
チーズ	<input type="radio"/> 種類別名称が「プロセスチーズ」のもの <input checked="" type="checkbox"/> 種類別名称が「ナチュラルチーズ」のもの
果物	<input type="radio"/> 缶詰のもの <input checked="" type="checkbox"/> 生のもの（バナナのみチョコバナナかトッピングとして使用可）
市販品（ゼリーやクッキー）	<input type="radio"/> そのままの形の提供 <input checked="" type="checkbox"/> カットや碎くなどの調理・加工を行う
ごはん	<input type="radio"/> レトルト <input checked="" type="checkbox"/> テントでの炊飯、おにぎり等の加工
(飲料)	
タピオカ	<input type="radio"/> 缶詰のもの <input checked="" type="checkbox"/> 乾燥・冷凍のもの（給排水設備が不十分なため）
氷	<input type="radio"/> 市販のもの <input checked="" type="checkbox"/> 自作のもの（汚染のリスクが高いため）
ドリップコーヒー	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外では機器の洗浄が不十分となるため
スマージー	<input checked="" type="checkbox"/> 加熱調理ができないため <input checked="" type="checkbox"/> 果物を絞る等の飲料の原液を作る行為

別表2 (模擬店で作れるもの)	
1 飲食店営業（臨時）の取扱食品	
分類	食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚、焼き餃子、焼魚
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸し餃子、蒸ししゅうまい
めん類	焼きそば、即席カップ麺
揚げ物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶
ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの、ホットドック類
2 菓子製造業（臨時）の取扱食品	
分類	食品
焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅
揚菓子類	ドーナツ、大学芋
団子菓子類	草団子、焼き団子
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼
その他	果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの）

注1：ところてん及びかき氷を除く喫茶類で開缶・開栓を行うだけの場合は、複数品目の取扱いを認める。

注2：餅にあたっては、その場で餅をついてはならない。

(食料品販売ができるもの)	
取扱食品	例示
食品衛生法の販売業許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品。野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。	煮豆、つくだ煮、漬物、魚介加工品、菓子（洋生菓子を除く）、レトルト食品、缶詰、びん詰食品

3 検便検査の実施

模擬店参加団体の参加者全員を対象に検便検査を実施することで、食中毒発生の因子を未然に排除し、また万が一食中毒が発生した際の原因究明の手がかりとします。

i. 実施方法

- 1 実行委員会は、団体に企業が作成した申込書兼リストの用紙を配布する。
- 2 団体ごとに、申込書兼リストを記入し、メールまたはFAXにて企業に送信する。
- 3 企業から実行委員会にまとめて送付された検査キットを、各団体に配布する。
- 4 検査キット配布の際に、検査代金を回収する。
- 5 回収した代金を実行委員会が振り込む。
- 6 団体ごとに検体をレターパックで企業に送付する。
- 7 検査結果が実行委員会に届くので、陽性者が出了た団体に対してのみ通知する。
※プライバシー保護のため、団体の代表者に個人メールで通知する。

ii. 模擬店参加団体の負担軽減

団体の負担軽減のため、検便検査一連の流れをマニュアル化して団体に配布します。加えて、各団体の検査の進捗度を把握するために、企業に申請・キット提出の各手順が完了するごとに回答する Google フォームを作成し、都度回答していただきます。

尚、当日の対応については下記の項目に記載しています。

4 大学祭当日の対策

i. 参加団体への徹底事項の周知

- ・ 参加団体が大学祭当日に扱うことのできる食品は、予め実行委員会に申請し認められたものに限定します。
- ・ 食中毒を発生させないための対策として、参加者および調理環境の衛生管理の徹底を呼びかけます。

→例 仕込みを行う際の施設の衛生面、使い捨て調理器具の使用や調理者の手洗いの徹底に加え、各参加団体にアルコール除菌スプレーを配布し、食品を扱う前後の消毒の徹底を呼びかけます。

- ・ 検便検査で陰性証明を受けた参加者のみが模擬店テント内に入れるものとすることで、テント内の人数を制限します。(各団体に検便検査済みの人数分のリストバンドを配布し、付けていただきます。)
- ・ クーラーボックスでの食品の保管を徹底し、開封済みの食品は翌日に持ち越さないでください。今年度は、クーラーボックスの使い方をマニュアル化し、正しい食品の保存方法の周知に努めます。
- ・ アレルギー食品摂取による健康被害の未然防止のため、来場者向けに8種のアレルギー表示ラミネート(卵・小麦粉・牛乳・そば・落花生・かに・えび・くるみ)を掲示していただきます。その際、記載内容について事前に参加団体に申請してもらい、実行委員会内で審査したうえで正しいアレルギー表示ができるようにします。

- ・ 学内での歩き売りについては、食中毒の発生防止、雑踏防止の観点から禁止とさせていただきます。
- ・ 酒類の販売、構内への持ち込みに関しても、安全管理および事故防止の観点から禁止とさせていただきます。
- ・ 上記の事柄は参加団体向けのガイドラインをはじめ、当日マニュアルに記載し、加えて事務局主催の会議においても指導を行うことで周知に努めます。

ii. 巡回による注意喚起と管理

- ・ 食品の常温放置をはじめとした食中毒が発生する危険と隣り合わせであるため、毎時間担当者による巡回を行うことにより参加団体に注意を促します。
- ・ 食中毒が発生する危険性があると判断した食品は販売させない等の対応をさせていただきます。
- ・ 参加団体に向けた周知事項をもとに、作成された参加団体禁止事項リストに沿って巡回を行います。このリストの内容は、参加団体向けの資料にも掲載するので、参加団体自身でも食中毒の防止に努めるようお願いします。
- ・ 常温放置不可の食品をあらかじめリスト化し、クーラーボックスによる正しい食品の保存方法をマニュアル化することで、実行委員会内での食品の保存に対する基準を明確にします。

(2) 清掃・ごみ処理

1 概要

大学祭の開催にあたり、来場者および参加団体が快適かつ安全に過ごせる環境を維持するために以下の対策を講じ、参加団体、来場者に徹底していただきます。

2 分別

大学祭期間中、可燃、不燃、ペットボトル、ビン、カンの5種類に分別することをお願いします。また、屋外のみ串・割り箸用のゴミ箱を設置します。その他、木材や段ボールなどは別途指定の位置に捨てていただきます。

3 仮設ごみ箱

昨年度、降雨によって屋外に設置していたごみ箱が使えなくなり、屋内のごみ箱に人が集中してしまう事態が発生したことを受け、今年度は屋根が設置してある所に設置するごみ箱の数を増やすことで、降雨の際も屋外のごみ箱を使用できるようにします。

屋外のごみ箱には委員が常駐することで来場者に対するごみの分別を呼びかけます。また、人員の都合上全ごみ箱に委員を配置できない事態に備えて、分別を呼びかけるラミネートをごみ箱近くに掲示することで来場者のごみの分別に対する意識の向上を目指します。

4 模擬店エリアの養生

模擬店下の敷石の汚損対策として、例年同様ブルーシートおよびビニールシート、段ボールで養生を行います。なお、昨年度養生箇所よりも広い範囲に油じみがあったことを受け、今年度は昨年度よりも段ボール養生の範囲を広げることで油じみを防ぎます。また、インフォメーションギャラリーで出店する油使用団体は、掲示板の土台部分にも段ボール養生をお願いします。

降雨によって段ボールがぬれてしまった場合には、翌日の営業開始前に養生しなおしてもらう可能性があるため、予備の段ボールも用意するようお願いします。また実行委員会も予備の段ボールを用意し、当日配布できるようにすることで対策します。

V. 施設管理担当

(1) 概要

みやこ祭における大学構内の施設管理を担当します。構内施設の機能保持のため、屋内火災の防止策の実施、屋内備品・掲示物の管理を行います。

(2) 装飾案の回収・確認

安全性保持のため、屋内参加団体・模擬店団体・特別参加団体の装飾案を回収し、大学祭実行委員会の定める基準を満たしているか確認します。詳細は各会議にてお知らせします。

(3) 電気関連の安全対策

屋内参加団体の電力使用による事故を防止するため、以下の対策を講じます。

1 仮設電線の使用禁止

教室外からの延長コードによる電力供給は、現時点で安全性を担保することが困難であるため、禁止とします。

2 上限電力の設定

i. 制限

1つの配線における最大電力は、 $20\text{A} \times 100\text{V} = 2000\text{W}$ です。ただし、安全性を確保するため、上限電力を 1500W とします。

ii. 設定基準

ブレーカーを選定する基準として、安全率があります。安全率とは、電気機器の負荷電流の合計に一定の係数をかけることで、安全的に余裕を持たせるための値であり、一般的に $1.25 \sim 1.3$ 程度です。

例えば、消費電流が 5A のパソコンを考える。この時、安全率を 1.3 とすると、 $5\text{A} \times 1.3 = 6.5\text{A}$ となり、 6.5A 以上の規格のブレーカーを選ぶ必要があります。

iii. 結論

よって、安全率を 1.3 として上限の電力を逆算すると、 $20\text{A} \div 1.3 = 15\text{A}$ となります。したがって、1配線当たりの上限電力は $15\text{A} \times 100\text{V} = 1500\text{W}$ となります。

※1配線に複数のコンセントがついている場合、すべてのコンセントの合計電力の上限が 1500W となります。

※複数の教室で配線を共有している場合、 1500W を教室数で割った値が各教室の上限電力となります。

3 使用する電気機器・電力の事前確認

屋内参加団体に、大学祭期間に使用する電気機器・電力を事前に提出してもらいます。教室の上限電力を超えている場合、出店を認めません。

また、昨年度は準備日・当日に使用電気機器の変更を認めていましたが、安全管理の観点から今年度は認めません。その代わり、電化製品配置案の内容変更受付を、10月18日（土）まで行います。ただし、10月上旬に行われる予定である安全局の消防署訪問以降は、消防署に確認しなければいけない可能性があるため、企画の運営が困難な場合を除き変更を認めることはできません。そのため、できる限り9月中に再提出をお願いします。

4 電気関連の知識の周知

参加団体に電気に対する安全知識を身に着けてもらうため、第二回部屋割り会議（8月20日（水））、第4回参加準備会議（10月13日（月・祝））にて説明を行います。説明する内容は、延長ケーブルのコイル化・タコ足配線の危険性・断線の危険性・ほこりによるトラッキング現象についてです。

5 屋内巡回の実施

i. 概要

大学祭期間中、屋内参加団体が適切な電気使用を行っているか確認するため巡回を行います。

ii. 日時

11月1日（土） 準備日の物件移動後

11月2日（日）、11月3日（月・祝）、11月4日（火）

10:00～11:00、12:00～13:00、16:00～17:00（2日、3日のみ）

iii. 確認項目

- ・ 申請していない電化製品を使用していないか
- ・ プラグに埃が溜まっていないか
- ・ コードやプラグが劣化していないか
- ・ コードに負荷がかかっていないか
- ・ コードを巻いたり、束ねていたりしていないか
- ・ コードを養生テープで固定しているか
- ・ コンセントが正しく接続されているか（緩くなっていないか）
- ・ テーブルタップの上限電力を超えて使用していないか
- ・ 電化製品配置案と異なる配置をしていないか

※初回の巡回で申請通りの電気機器の使用が確認できた場合、検定証を電気機器に張り付けていただきます。次回以降はその検定証を確認します。

VI. 風紀交通担当

(1) 雜踏管理

1 目的

混雑時および緊急時に正門での入場制限を実施することで、構内の雑踏事故を防止します。

2 雜踏防止のための入場制限

i. 入場制限基準

- 事前に養生テープで地面に 1 m²の枠を設置し、1 m²あたり 3.5 人を基準とする。
- 6 つの混雑度測定地点を設け、それぞれ 1 時間ごとに計測する。
- 昨年度撮影箇所において測定方法が統一されておらず、判断材料として不十分であったため、以下の基準を設けます。
- それぞれ地点において決められた場所から 10 秒おきに 5 枚の写真を撮り、平均して枠の中に何人いるかを測定します。
- 6 つの測定地点のうち、基準を超えた地点が同時に 2 つ以下の場合、それぞれに誘導員を派遣し人流確保に努めます。基準を超えた地点が同時に 3 つ以上の場合、誘導員を派遣すると同時に入場制限を実施します。

ii. 群衆密度測定地点

- 入場門付近
- インフォメーションギャラリー
- 生協広場上通路中央
- 図書館前
- 1 号館 2 階（南門側階段通路分岐点）
- 7 号館 2 階イベントステージ側階段

iii. 計測と判断

- 担当者は、測定地点の 1 時間ごとに写真を撮り大学祭本部に送信する。
- 大学祭本部は送られた写真を確認し、基準と照らし合わせ判断を行います。

iv. 入場制限の解除。

- 入場制限開始から 30 分ごとに再度計測を行い、基準以下の地点が 3 つ以上になった場合、入場制限を解除します。

(2) 盗難

1 目的

大学祭期間中は多くの来場者および参加者が構内を行き来するため、通常の大学生活以上に、盗難のリスクが高まることが懸念されます。そのため、会場全体での注意喚起を行い、危機意識を高めることで、所持品の盗難・紛失を防ぎます。昨年度盗難事件は確認されませんでしたが、立ち入り禁止区域に来場者の方が入っている事例が見受けられたので、より一層盗難対策を強化していきます。

2 放送による注意喚起

i. 方法

- ・ 大学祭当日は、渉外局放送担当より、30分間隔程で盗難注意を呼び掛ける放送を行います。
- ・ 放送原稿は安全局風紀交通担当が作成し、放送担当の協力の下、事前に録音します。

ii. 期間

11月2日（日）、3日（月・祝）、4日（火）10:00～19:00

iii. 所管

- ・ 原稿作成…安全局風紀交通担当
- ・ 録音…安全局風紀交通担当、渉外局放送担当
- ・ 当日の放送…渉外局放送担当

3 参加団体の呼びかけについて

i. 方法

参加団体マニュアルに記載、会議で説明し事前に参加団体へ周知を行います。

【模擬店参加団体】

- ・ 貵重品は常に持ち歩くなどして各自で適切に管理する。
- ・ 荷物を模擬店に置く場合は、すべて各模擬店のブルーシートで区切られたスペース内に一ヵ所にまとめて置き、蓋を閉じて各団体で用意した防犯ネットや大きい布等で覆う。

【屋内参加団体】

- ・ 貵重品は常に持ち歩くなどして各自で適切に管理する。
- ・ 荷物から離れるときは、荷物置場には常時待機者を置く。

【特別参加団体】

- ・ 貵重品は鞄などの入れ物にまとめ、口を閉じて一ヵ所にまとめておく。
- ・ 荷物から目を離さないよう注意する。
- ・ 人目のつくところに荷物を置かないようにする。

【特別教室（AV棟、11号館、12号館等）】

- ・ 荷物は必ず鍵のかかる控室に置いておく。
- ・ 貴重品は演技などをする際以外は持ち歩く。

【学生ホール・サークル棟】

- ・ 部室以外に荷物を置かない。
- ・ 部室が無人であるときは施錠をする。

4 模擬店裏の立ち入り制限

i. 方法

カラーコーンの設置や張り紙による情報宣伝、トラテープにより、模擬店スタッフ以外の立ち入りを制限します。

ii. 期間

11月2日（日）、3日（月・祝）、4日（火）終日

5 張り紙

i. 方法

生協広場の掲示板やベンチ等に盗難注意の張り紙を行います。

ii. 所管

張り紙作成および設置…安全局風紀交通担当

6 巡回

i. 方法

- ・ 屋外巡回時に荷物がルール（前述）通りに管理されているか確認します。
- ・ フリー巡回（後述の所管参照）による構内巡回を行います。

※フリー巡回が置いたままの荷物発見(団体)

→付近に持ち主と思われる団体がいないか確認できない場合、落とし物として回収。団体に対してペナルティを科しルール通りに管理するように注意する。

※フリー巡回が置いたままの荷物発見(ベンチなど)

→落とし物として回収。

ii. 期間

11月2日（日）、3日（月・祝）、4日（火）10:00～19:00

iii. 所管

屋外巡回…安全局員および他局の巡回シフトの委員による各担当箇所を範囲とする巡回
フリー巡回…安全局風紀交通担当長・施設管理担当長による構内全域を範囲とする巡回

(3) 設置備品管理

1 目的

設置備品の倒壊による事故を防ぎ、来場者・参加団体の安全を確保します。大学祭期間中の設置備品の点検を行い安全管理に努めます。

2 概要

i. 構造、設置方法

- 看板の固定、また十分な量の重さの配置
→固定可能なものに関しては、すべて柱等に括り付けます。
→TI 看板の重りの量をベニヤ板 1 枚につき 30 kg、1/2 サイズで 20 kg、1/3 サイズで 10 kg とする。
→ゲート内部にも重りを置いてゲートの転倒を防止します。
→備品裏側に「作成日時」「設置日時」「備品識別番号」「大学祭実行委員会」「局」「担当」を記載します。

ii. 備品作成、設置段階でのチェック

- 備品作成時・設置時に安全局員による立ち合いとチェックをします。
→チェックリストは、設置備品巡回（後述）のものを使用します。
→安全局員によるチェックが得られていないものは設置不可とします。

3 設置備品巡回

i. 方法

- すべての設置備品（看板、ゲートなど）を巡回、点検します。
- 釘、針金のとび出し、木材の歪みや亀裂等の有無をチェックします。
- その場で修復できる場合は修復を行い、できない場合は本部より委員を派遣し撤去します。

ii. 期間

- 11月1日（土） 19:00～20:00
- 11月2日（日） 3日（月・祝） 4日（火）
10:00～11:30 15:00～16:30

iii. 人員

- ペア 1 安全局風紀交通担当、事務局立て看板担当 2年生 1人 1年生 1人
- ペア 2 安全局風紀交通担当、涉外局 TI 担当 2年生 1人 1年生 1人

(4) 駐車規制

1 東門での車両の入退構管理について

昨年度に引き続き、今年度も守衛の方から東門の入構ゲートのリモコンを2つお借りし、東門において車両の入退構管理と誘導を行います。

使用期間は11月1日（土）～11月5日（水）です。当日は、大学祭実行委員が常駐し、入構車両リストに基づいてゲートの開閉および誘導を行います。

退構の際は再入構の有無を確認し、臨時入構許可証の回収を徹底します。

2 臨時入構許可証管理について

<対象>

- ・ 大学祭本部関係車両
- ・ 参加団体委託業者車両
- ・ 大学祭参加団体車両
- ・ フリーマーケット車両

※参加団体委託業者および大学祭参加団体の車両に関して、臨時入構許可証を発行する際に預かり金として、許可証1枚につき1,000円を各団体から徴収します。また、預かり金は発行した臨時入構許可証のすべてが回収でき次第、各団体に返却します。

※車両一台につき1枚臨時入構許可証を発行します。

※申請の段階で入構車両を把握し、大学祭期間中、東門に常駐している大学祭実行委員にリストを持たせ、許可証を回収します。

3 第3駐車場、6号館地下駐車場、第6駐車場の使用について

大学祭期間中、6号館地下駐車場を参加団体委託業者車両の駐車場、第3駐車場2階を参加団体車両の駐車場および障害者スペースとして使用します。

また、満車の際の予備として第6駐車場、13号館駐車場を使用予定です。また13号館駐車場は消防車両および花火業者の駐車場として使用します。

事前に看板の設置やSNSおよびHPを使用し、大学祭期間の駐車場・駐輪場使用の周知を行います。

4 情報処理施設北側駐車場、第1駐車場の使用について

大学祭期間中、情報処理施設北側駐車場を参加団体車両・参加団体委託業者車両の積み下ろし用の駐車場として、また満車の際の予備として情報処理施設北側駐車場の傍の縦列駐車場を使用します。

3と同様に、事前に看板の設置やSNSおよびHPを使用し、大学祭期間の駐車場・駐輪場使用の周知を行います。

5 ロータリーの使用について

大学祭期間中、東門ロータリーをフリーマーケット車両の積み下ろし場所として、北門ロータリーを緊急車両・大学祭本部関係車両の進入場所として使用します。

(5) 駐輪規制

1 大学祭期間中の駐輪について

大学祭期間中、来場者の安全を確保するため構内での自転車の通行を制限します。

南門～北門、8号館～12号館の区間を自転車の乗り入れ禁止とし、インフォメーションギャラリー～8号館手前までの区間を自転車の持ち込み禁止とします。

大学祭期間中の駐輪場として、6号館前駐輪場、本部棟横、12号館地下駐輪場をします。

6号館前駐輪場は工事中のため変更する予定です。

2 自転車の路上駐輪対策について

大学祭期間中、大学祭実行委員による巡回を行い大学周囲の公道上に駐輪されていないか確認し、構内の駐輪場への移動をします。南門付近は、入場門テントの担当者が確認を行い、公道上に駐輪しようとしている来場者を見つけた場合、担当者が構内の駐輪場を案内し、そちらへの駐輪を促します。

3 自転車撤去について

大学祭開催にあたって、10月31日（金）の夜に自転車撤去を行います。

撤去対象場所	撤去先
インフォメーションギャラリー 広場周辺	6号館前駐輪場 (工事中のため変更予定)
AV棟前	1号館中庭奥駐輪場
学生ホール周辺	
図書館前	
1号橋	
体育棟前	12号館地下駐輪場
11号館付近	
12号館付近	

- 自転車が上記の撤去先に収まらなかった場合は、本部棟横に自転車を置く予定です。
- 自転車撤去の際に、従来設置されているコーンを回収、移動する。移動したコーンは大学祭終了後に原状復帰します。

4 自転車撤去の周知について

自転車撤去の実施にあたって、事前にインフォメーションギャラリー、AV棟前、1号橋、学生ホール周辺、図書館前、体育棟前、11号館付近、12号館付近に駐輪されている全ての自転車に張り紙を貼り付け、事前の移動の要請と撤去の周知を行います。また、自転車撤去を告知する張り紙をカラーポスターに貼り、10月上旬にインフォメーションギャラリーに設置します。

(6) 駐輪場・駐車場について

以下の用途で下記の施設を使用する予定。

第6駐車場	自動車駐車場
情報処理施設北側駐車場	
第3駐車場2階	
6号館地下駐車場	
13号館駐車場	積み下ろし等自動車進入場所
東門ロータリー	
北門ロータリー	
体育棟横駐輪場	バイク駐輪場 ※入構はスポーツ門からのみ
多目的裏駐輪場	
6号館前駐輪場(変更予定)	自転車駐輪場
12号館地下駐輪場	
本部棟脇駐輪場	

5. 事務局より

別冊の『第21回みやこ祭 参加団体・企画一覧』をご確認ください。

6. 企画局より

別冊の『第21回みやこ祭 本部企画承認資料』をご確認ください。

7. その他

◆ 会議の開催予定

<参加準備会議>

・第2回 参加準備会議

日時：8月28日（木）19：00～

・第3回 参加準備会議

日時：9月18日（木）19：00～

・第4回 参加準備会議

日時：10月13日（月・祝）19：00～

※第2・3回の参加準備会議はオンライン（Zoom）、第4回の参加準備会議は対面（場所未定）で開催する予定です。

※上部団体への加盟に関わらず、大学祭への参加を希望する団体からは、第1・2・3回参加準備会議への、代表者もしくはその代理1名の出席が必要です。

またそれに加え、第4回参加準備会議には、代表者と副代表者（代理不可）の出席が必要です。

<大学祭総会>

・第3回 大学祭総会

日時：1月15日（木）19：00～

場所：オンライン（Zoom）

※大学祭総会には、上部団体に加盟しており、大学祭への参加を希望する団体からは、代表者もしくはその代理1名の出席が必要です。

※日時・場所は変更になる場合があります。メール等での連絡にご注意ください。

※会議に関する連絡は第21回みやこ祭の代表者にメールで行います。

引き継ぎ等で代表者を変更する場合はご注意ください。また、それに伴い連絡先を変更する場合は下記のメールアドレスまでご連絡ください。団体内での情報の共有をお願いいたします。

メールアドレス : mepo.jimukyoku@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます。)



◆ 会議のお知らせ方法

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議に関しては、みやこ祭公式 X（旧 Twitter）によってお知らせします。みやこ祭公式ホームページは、現在準備中のためお知らせを行なっておりません。大学祭総会は看板による告知も行いますので、都度のフォローや確認をよろしくお願ひいたします。

【みやこ祭公式ホームページ】

URL : <http://miyakomatsuri.com>

(右の QR コードからも読み取れます。)



【みやこ祭公式 X（旧 Twitter）】

アカウント名：東京都立大学大学祭実行委員会めぼ

ユーザー名：@miyakomatsuri

URL : <https://twitter.com/miyakomatsuri>

(右の QR コードからも読み取れます。)



2025年度 第2回大学祭総会 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 mepo.jimukyoku@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

